

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	◇ 告 示	ページ
○ 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】		2
○ 指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		3
○ 収納事務の委託【保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課】		6
○ 収納事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】		7
○ 利用料金の額の承認【産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課】		8
○ 収納事務の委託【産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課】		12
	◇ 上下水道局	
○ 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】		13
	◇ 市選挙管理委員会	
○ 北九州市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨【行政委員会事務局選挙課】		14

北九州市告示第 170 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市が指定した指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	北九州市小倉北区親和 町 6 番 2 号	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項並びに第51条の25第2項及び第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号、第51条の30第1項第2号及び第2項第2号並びに児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ゆうらいふヘルパーステーション 北九州 北九州市小倉北区 清水一丁目20番 13号KLビル3 01号	有限会社ゆうらいふ 福岡県田川市大字奈良3 76番地 代表取締役 下野久美子	身体障害者、知的障害者、障害児	4017800733

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ゆうらいふヘルパーステーション 北九州 北九州市小倉北区 清水一丁目20番 13号KLビル3 01号	有限会社ゆうらいふ 福岡県田川市大字奈良3 76番地 代表取締役 下野久美子	身体障害者、知的障害者、精神障害者	4017800733

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ゆうらいふヘルパーステーション 北九州 北九州市小倉北区 清水一丁目20番 13号KLビル3 01号	有限会社ゆうらいふ 福岡県田川市大字奈良3 76番地 代表取締役 下野久美子	身体障害者、障害児	4017800733

(4) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 せり 北九州市八幡西区 則松七丁目22番 1-201号	株式会社七絆 北九州市八幡西区則松七 丁目22番1-201号 代表取締役 堀田秀明	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4036700187

(5) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 せり 北九州市八幡西区 則松七丁目22番 1-201号	株式会社七絆 北九州市八幡西区則松七 丁目22番1-201号 代表取締役 堀田秀明	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4036700187

(6) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の	事業の主たる対象	事業所番号
-----------------	------------------------	----------	-------

	所在地及び代表者名	者	
相談支援事業所 せり 北九州市八幡西区 則松七丁目22番 1-201号	株式会社七絆 北九州市八幡西区則松七 丁目22番1-201号 代表取締役 堀田秀明	特定無し	4036700187

(7) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援事業）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援事業所 せり 北九州市八幡西区 則松七丁目22番 1-201号	株式会社七絆 北九州市八幡西区則松七 丁目22番1-201号 代表取締役 堀田秀明	障害児	4076715061

2 事業廃止年月日

平成31年2月28日

北九州市告示第172号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市いきいき長寿プランの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月12日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成31年4月1日から同年6月30日まで

北九州市告示第 173 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、元気発進！子どもプラン（第 2 次計画）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

北九州市告示第174号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）第6条第3項の規定により、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

金額				備考	
スタジオ	1時間又はその端数ごとに	平日	土曜日 日曜日 休日	1 営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。	
		3,750円	4,500円		
多目的スペース	1時間	1,650円			
工房	又はその端数ごとに	金属加工室	1,800円		
		溶接室	900円		
		木材加工室	600円		
		設計室	900円		
	シャワー室	150円			
設備・器具	映像設備	高輝度プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに4,500円		
		携帯用液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに2,250円		
		スクリーン（大）	1枚につき1時間又はその端数ごとに300円		
		スクリーン（小）	1枚につき1時間又はその端数ごとに150円		



ハイビジョン デジタルビデオ プレーヤー	1台につき1時間 又はその端数ごと に2,700円	
デジタルビデオ プレーヤー	1台につき1時間 又はその端数ごと に2,250円	
ハイビジョン DVDデッキ	1台につき1時間 又はその端数ごと に900円	
ビデオカセット ・DVDプレーヤー	1台につき1時間 又はその端数ごと に750円	
DVDプレーヤー	1台につき1時間 又はその端数ごと に750円	
資料提示卓	1台につき1時間 又はその端数ごと に1,120円	
リモコンカメラ	1台につき1時間 又はその端数ごと に1,120円	
プラズマモニター	1台につき1時間 又はその端数ごと に370円	
レーザーポインター	1個につき1時間 又はその端数ごと に370円	
音響設備	マイクロホン	1本につき1時間 又はその端数ごと に190円
	マイクロホン スタンド（床 置型）	1本につき1時間 又はその端数ごと に70円

	マイクロホン スタンド（卓 上型）	1本につき1時間 又はその端数ごと に40円
	スタジオ備付 音響システム	1式につき1時間 又はその端数ごと に3,000円
	多目的スペー ス備付音響シ ステム	1式につき1時間 又はその端数ごと に750円
	ワイヤレスマ イク	1式につき1時間 又はその端数ごと に750円
照明設備	スポットライ ト	1台につき1時間 又はその端数ごと に90円
その他の設備・器具	モデリングマ シン	1台につき1時間 又はその端数ごと に900円
	パーソナルコ ンピュータ	1台につき1時間 又はその端数ごと に150円
	テーブル	1脚につき1時間 又はその端数ごと に40円
	椅子	1脚につき1時間 又はその端数ごと に40円
	ポータブルス テージ	1台につき1時間 又はその端数ごと に120円
	演台	1台につき1時間 又はその端数ごと に120円

		展示用パネル	1枚につき1時間 又はその端数ごと に30円
		持込み電気器 具用コンセン ト	1キロワットにつ き1時間又はその 端数ごとに120 円

北九州市告示第175号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州産業技術保存継承センター内の物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月12日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
公益財団法人北九州活性化協議会	北九州市小倉北区古船場町1番35号	平成31年4月1日から同年6月30日まで

北九州市上下水道局公告 32号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月12日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量  
日明浄化センター汚泥搬出業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市上下水道局下水道部施設課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成31年2月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社環境システム  
北九州市小倉北区東港一丁目6番1号
- 5 落札金額  
4,758万5,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成31年1月17日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市選挙管理委員会告示第33号

平成31年1月27日執行の北九州市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、別紙のとおりである。

平成31年4月12日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 日 高 義 隆

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成31年1月27日執行 北九州市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 20,108,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	永田 浩一	所属党派	無所属	期間	平成31年3月2日 から 平成31年3月11日 まで	第3回分
出納責任者氏名	原田 祥昌					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額) 0 円	人件費		0 円
				家屋費		
				選挙事務所費		0
				集会会場費		0
				通信費		0
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
その他の寄附		0件	0	食糧費		0
				休泊費		0
その他の収入			0	雑費		29,576
今回計			0	今回計		29,576
前回計			1,520,000	前回計		1,994,096
総計			1,520,000	総計		2,023,672
		項目		金額		
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成		357,000 円		
		ポスターの作成		707,200 円		
報告書受理年月日		平成31年3月18日		第3回報告分		